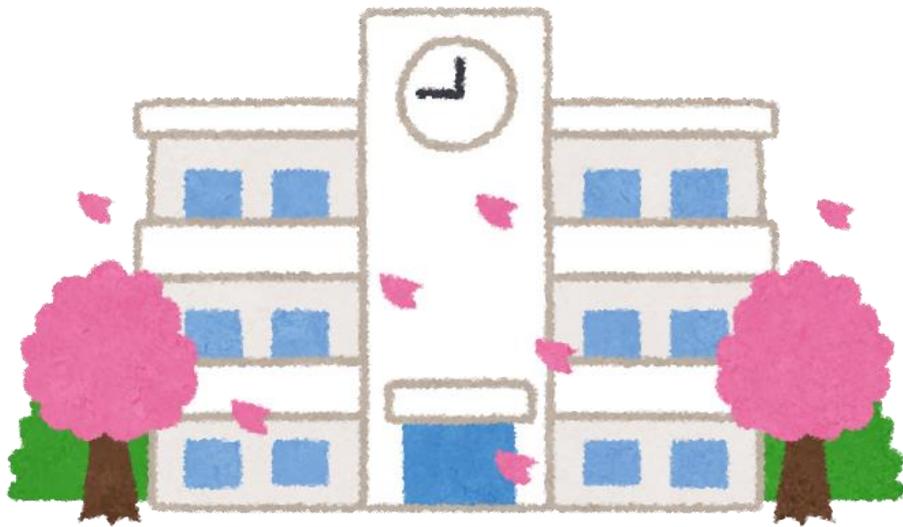


# 中学校学校選択制に関する 検証報告書



令和7年3月

調布市教育委員会

## はじめに

市町村教育委員会は、市町村内に小学校または中学校が2校以上ある場合は、学校教育法施行令第5条の規定により、就学予定者が就学すべき小学校または中学校を指定することとされています。このことを踏まえ、調布市教育委員会では通学区域制度を採用し、通学区域を定めることで、児童・生徒の就学すべき学校を指定（指定校）しています。

平成9年、行政改革による規制緩和の推進のため、文部省（当時）から、教育上の影響等に留意しつつ、通学区域制度の弾力的運用に努めることを求めた「通学区域制度の弾力的運用について（通知）」が発出されました。

調布市教育委員会では、平成16年度に設置された市民公募を含む20人の委員からなる「学校教育充実プラン検討委員会」において、学校教育の様々な課題の解決に向けた検討を実施しました。その部会の一つであった個性伸長部会において、中学校の学校選択制の導入について議論がなされた結果、「子どもの個性を伸長する」ことを目的として、平成18年度（平成19年度入学者）から、中学校入学時、指定校以外の学校でも入学を希望すれば、理由を問わず、受入れ可能な人数の範囲内で入学できる学校選択制度を導入しました。

これまで、平成23年度、平成30年度には学校選択制に関する検証報告書を作成し、その結果に基づき、課題抽出と課題解決に向けた具体的な取組について検証を実施し、制度の改善を図りながら、毎年度中学校学校選択制を実施しています。

本検証は前回の平成30年度の検証報告書の発行より6年が経過したことから、再度検証を実施することで、中学校学校選択制の現状や利用者の意識を把握し、今後の制度運用の充実を図ることを目的としています。

# 目 次

第1章 学校選択制の現状	1
1 学校選択制の制度概要	3
2 指定校変更制度による学区域制度の弾力的運用について	4
3 調布市における利用状況・近年の傾向	4
4 都内の学校選択制の実施状況	7
第2章 学校選択制の検証方法	9
1 検証の目的とプロセス	11
2 検証の視点	12
第3章 アンケート調査結果	13
1 アンケート調査方法	15
2 アンケート回収率	15
3 アンケート調査結果の見方	16
4 中学校2年生及びその保護者	17
5 小学校5年生及びその保護者	45
6 中学校教員	51
7 小学校教員	55
第4章 検証結果のまとめ	59
検証の視点1「学校選択制は支持されているのか。」	61
検証の視点2「児童，保護者の学校教育への 関心や理解が高まっているか。」	63
検証の視点3「必要な情報が適宜適切に提供できているか。 風評等による選択がされていないか。」	65
検証の視点4「特色ある学校づくりの取組に繋がっているのか。」	68
検証の視点5「学校と地域との連携が希薄になっていないか。」	70
検証の視点6「生徒の通学の安全については確保されているのか。」	72
第5章 今後の取組と方向	75
1 今後の取組と方向について	77
2 継続する取組	78
3 よりよい学校選択ができるための新たな取組	81
4 制度を取り巻く環境の変化と今後の方向	85

参考	有識者見解（全文）	89
参考	中学校学校選択制に係る例規	93
参考	調布市立中学校通学区域	95
参考	主な御意見集	97
参考	アンケート調査票	107